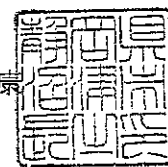


地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第54条第 4 項の規定による県営地域開発関連基盤整備事業女鹿塚地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年10月 4 日

沼津市長 栗原 裕



1 大字原字女鹿塚に編入する区域

大字石川字廣町1027の一部、大字平沼字芝添1の1、1の2の一部、1の4の一部、1の5の一部、1の7から1の10まで、1の11の一部、2の2、3と4の1、4の2、4の7、5の一部、6、字桜川54の1から54の9まで、55の1から55の7まで、56の1から56の4まで、57の1から57の4まで、字中新田58の1、58の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部並びに字中新田 205の1から 205の4まで、206の5、字俣下 259の1、259の2、260の1、260の2、261の1、261の2、262の1、262の2、262の4に隣接する道路、水路である公有地の全部

2 大字石川字堤外に編入する区域

大字平沼字芝添1の2の一部、1の3、1の4の一部、1の5の一部、1の11の一部、5の一部、大字原字女鹿塚3146の10の一部、3147の1、3147の3、3148の1の一部、3148の2の一部、3148の3、3148の4、3148の8、3148の9の一部、3148の10の一部、3149の3の一部、3150の94の1の2の一部、3150の 213から3150の 215までの各一部、3150の 227の一部、3150の 228の一部、3150の 236から3150の 246までの各一部、3150の 252の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部並びに大字平沼字芝添5に隣接する道路である公有地の一部